

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⁹⁹〕

成長志向の法人税改革について

Q.国が行っている「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えのもと、平成27年度から着手している改革の中身を教えてください。

A.欧米各国も行ってきたように、法人課税を成長志向型の構造に変え、より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減し、企業収益の改善に向けた投資等がより積極的になり、さらに企業収益力を高め、継続的な賃上げが可能な体質にすることを力強く後押しするものです。

法人実効税率の引下げ

法人税率を、平成28年度には23.4%に、平成30年度には23.2%へ引下げ、国・地方の法人実効税率は、平成28年度において「20%台」となります。

| | | | | |
|----------------|--------|---|-----------|--------|
| | 27年度 | ⇒ | 28年度・29年度 | 30年度 |
| 法人税率 | 23.9% | | 23.4% | 23.2% |
| 法人事業税所得割(標準税率) | 6.0% | | 3.6% | 3.6% |
| 国・地方の法人実効税率 | 32.11% | | 29.97% | 29.74% |

課税ベースの拡大等(28年度改正)

租税特別措置の見直し

《生産性向上設備投資促進税制の見直し》

28年度：期限どおり縮減

(即時償却 50%特別償却など)

29年度：期限どおり廃止(28年度改正法で)

減価償却の見直し

建物附属設備・構築物の償却方法を「定額法」に一本化

法人事業税の外形標準課税の更なる拡大(大法人)

(27年度改正後： $\frac{2}{8}$ 27年度 $\frac{3}{8}$ 28年度 $\frac{4}{8}$)

28年度改正後： 28年度 $\frac{5}{8}$

欠損金繰越控除の更なる見直し(大法人)

(27年度改正後：控除限度額 所得の80%

27年度65% 28年度65% 29年度50%
30年度50%)

28年度改正後： 28年度60% 29年度55%
30年度50%

法人税(国)と法人事業税(地方)の財源確保は下図のように試算されています。

○ 法人税(国税)

(単位：億円)

| | 28年度 対28改正前 | 29年度 対28改正前 | 30年度 対28改正前 |
|---|----------------|----------------|----------------|
| <法人税の税率引下げ> | ▲ 2,390 | ▲ 2,390 | ▲ 3,340 |
| <課税ベースの拡大等による財源確保> | | | |
| ・ 生産性向上設備投資促進税制の見直し ⑳(縮減)、㉑～(廃止) | + 720 | + 2,410 | + 2,410 |
| ・ その他の租税特別措置の見直し㉒～ | + 240 | + 240 | + 240 |
| ・ 減価償却の見直し㉓～ | + 650 | + 650 | + 650 |
| ・ 欠損金繰越控除の更なる見直し ㉔(65%→60%)、㉕(50%→55%) | + 760 | ▲ 920 | — |
| 小 計 | + 2,370 | + 2,380 | + 3,300 |
| 合 計 | ▲ 20 | ▲ 10 | ▲ 40 |

(注1) 平成28年度税制改正による現時点の増減収見込額(平年度ベース)を機械的に記載したもの。計数は今後変動がありうる。

(注2) 「欠損金繰越控除の更なる見直し」による28年度の増収・29年度の減収は、これらの年度限りのもの。

○ 法人事業税(地方税)

| | 28年度 対28改正前 | 29年度 対28改正前 | 30年度 対28改正前 |
|---|----------------|----------------|----------------|
| <所得割の税率引下げ> ㉖4.8%(28改正前)→3.6% | ▲ 3,940 | ▲ 3,940 | ▲ 3,940 |
| <課税ベースの拡大等による財源確保> | | | |
| ・ 外形標準課税の拡大 (㉗ $\frac{4}{8}$ (28改正前)→ $\frac{5}{8}$) | + 3,900 | + 3,900 | + 3,900 |
| 合 計 | ▲ 40 | ▲ 40 | ▲ 40 |

(税制委員会：小林 秀子、甕 秀行グループ稿)(監修：関東信越税理士会 松本支部)